

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を実施するとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施しました。また、モデル校となる小中学校5校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。
- ・小学校高学年の児童が社会性や規範性を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を実施しています(令和5年12月末時点で59校)。
- ・いじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、いじめ防止の情報を集約したポータルサイト「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信を行うなど、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めています。
- ・児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施しました。県立学校での取組事例については、2月に開催予定の事業成果報告会で、市町教育委員会にも共有します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめを早期に発見するため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を進めるとともに、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めています。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアのため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置しています。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行っています。
- ・いじめ電話相談(令和5年12月末時点で相談件数140件)や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」(令和5年12月末時点で相談件数215件)を実施するとともに、ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめから子どもたちを守るため、ネットパトロールの実施とSNSでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を運用しています。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・各学校において、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちに取組むことなど、令和4年度に「いじめ防止対策ワーキンググループ」が取りまとめた対応方針に基づく取組を行っています。
- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報をデジタル化し、関係者がリアルタイムに共有する「いじめ対応情報管理システム」について、令和6年度からの運用に向けて構築を進めています。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・各学校の生徒指導担当者等を対象に、いじめ事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点についてケースワークを通して学ぶ研修を実施しています(小中学校6会場、高校1会場)。

- ・いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣し(令和5年12月末時点で12校に51回派遣)、複雑ないじめ事案や認知に至っていない事案への対応に係る検証を行うとともに、効果的な対応策について助言しています。
- ・初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を新たに実施するとともに、教職員が主体的に学ぶ専門研修において、いじめを生まない仲間づくりやいじめの未然防止、解決に向けた指導と対応等について学ぶ研修を実施しています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	—	80.0%	—	100%	—
—	88.2%	—	—	—	—	—	—
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	—	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	—	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	—
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	—	—	—	—	—	—
いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	—	100%	—	100%	—
94.9% (2年度)	92.1%	—	—	—	—	—	—

3. 令和6年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を実施します。(再掲)
- ・すべての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成し、公立小学校に配付するとともに、その教材を教職員が活用して授業を行うための研修を実施します。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信を行います。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を引き続き行い、各校での取組につなげます。また、県立学校での取組事例を市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを引き続き実施します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ正確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・いじめの被害にあっていない児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。また、ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめが散見されることから、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・初期対応の遅れがいじめ問題を複雑化、困難化させることがあるため、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちにに取り組むことなど、「いじめ防止対策ワーキンググループ」で取りまとめた対応方策を確実に実施します。
- ・いじめの迅速な認知や対応が遅れる学校が見受けられることから、「いじめ対応情報管理システム」を運用し、それぞれのいじめの態様に応じた適切な対応につなげます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・いじめを正しく認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

4. 主な事業

- 《 (1) いじめをなくす取組の推進 》
- 《 (2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実 》
- 《 (3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進 》
- 《 (4) 教職員の資質向上と支援体制の充実 》

①(一部新)いじめ対策推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 28,664千円 → (R6) 26,793千円

事業概要:小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成し、教材を活用した授業をすべての小学校で行うための教職員研修を実施します。保護者や県立学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、いじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣します。また、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。子どもたちがSNSによる誹謗中傷やいじめ等を行わない心と態度を育めるよう、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画作成コンテストを開催し、『『STOP!いじめ』ポータルサイト』に作品を掲載するなど、社会全体でいじめ防止に取り組む気運を高めます。

②スクールカウンセラー等活用事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 435,365千円 → (R6) 467,622千円

事業概要:いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

③(一部新)道徳教育総合支援事業(再掲)

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R5) 4,716千円 → (R6) 8,967千円

事業概要:道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。児童生徒の自己肯定感の向上を通じていじめや暴力をなくすため、小学3・4年生を対象としたいじめ予防プログラム実証研究を新たに行い、その成果を県内小学校に横展開します。